

I 策 定 基 調

昨今の日本経済は、世界的な新型コロナウイルスの蔓延に伴い深刻な状況が続いている。

トラック運送業界も例外ではなく、荷動きは停滞し大きな打撃を受けており、荷主企業も含めて厳しい状況にある。

このような中で、令和2年4月に、国土交通大臣より『標準的な運賃』が告示されたが、これは『働き方改革関連法』により、「月60時間超の残業に対する割増率の引き上げ（令和5年4月施行）」や「罰則付き時間外労働の上限規制（960時間）（令和6年4月施行）」が適用されること等に対応するためのものである。

トラック運送業界は、深刻なドライバー不足の中にあって、輸送の効率化と長時間労働を削減することは、業界にとって喫緊の課題となっている。

このため、昨年12月には全日本トラック協会と国土交通省の連名で、全国の荷主企業（4万6千社）に対し、『標準的な運賃に関するパンフレット』を送付したところである。

千葉県トラック協会においても、本年3月に千葉県内の2千社の荷主企業等に対し「標準的な運賃」について理解をいただくため、要請文書等を発出した。

本年度も引き続き、要請文書の発出や新聞広告を通じて『適正な取引』に向けた取り組みを行う。

また、昨年度はコロナ禍の中、深刻なマスク不足が発生したことから、希望のあった会員事業者に感染防止用マスクを100万枚配布したが、今年度も感染防止に関わる物品の購入に対し助成を行う。

さらに、新型コロナウイルス感染防止に向け、インターネットを利用したWeb会議の開催、研修会については自社でも聴講できるリモート開催を進める。

その他、運転免許の取得支援や運転者職場環境良好度認証取得などの「人」に係わる助成を積極的に行うとともに会員サービスの更なる充実を図る。

本年度は以下の重点施策を中心に事業を実施する。

1. 最重点施策

- (1) コロナ禍に於ける会員事業者への支援の充実
- (2) 働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の削減及び荷主企業に対する適正取引の推進

2. 重点施策

- (1) 働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の削減に向けた取り組み及び標準的な運賃の周知徹底
- (2) 「事業用トラック総合安全プラン」に基づく交通事故防止対策の推進
- (3) 適正化事業の推進と安全性優良事業所の認定取得の拡大
- (4) 新型コロナウイルス感染防止に向けたインターネットを活用したリモート（Web）会議・研修会開催の推進
- (5) 新しい「千葉県トラック総合会館」建設に向けた検討
- (6) 地震・台風等の大規模災害に備えた防災対策の充実
- (7) 未加入事業者に対する加入促進活動の継続

Ⅱ 事業計画

1. 総務企画委員会所管事業

(1) 経営基盤強化事業

① コロナ禍に於ける会員事業者への支援の充実

職場における新型コロナウイルス感染予防対策を推進するため、感染防止等の物品購入に対し費用の一部を助成する。

② 働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の削減及び荷主企業に対する適正取引の推進

「働き方改革関連法」に伴う長時間労働の削減と適正な取引についてご理解をいただくため、荷主企業等に対し要請文書を発出する。

③ 働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の削減に向けた取り組み及び標準的な運賃の周知徹底

会員事業者に対する標準的な運賃に基づく原価意識の向上及び取引環境の改善に向けた周知徹底を図る。

④ 新型コロナウイルス感染防止に向けたインターネットを活用したリモート (Web) 会議・研修会開催の推進

コロナ禍の中での会議・研修会をソーシャルディスタンスに配慮し開催するとともに、自社でも聴講できるリモートの開催やインターネットを利用したWebによる会議を推進する。

⑤ 「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」を利用した人材確保

厚生労働省の委託事業である「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」を活用し、運転免許及び運送に関する技能を習得した就職希望者と、求人希望のトラック運送事業者とのマッチングを行う。

⑥ 会員事業者のための経営分析

全日本トラック協会と連携し、会員事業者の経営実態の把握と経営改善の取組に資するため、事業報告書を基にした経営分析を行う。

⑦ 経営基盤強化のための各種研修の開催

優秀な経営者・管理者を育成するために、中小企業大学の各講座の受講を促進する。また、若手経営者層を対象に、経営基盤強化のための研修会を開催する。

⑧ 運転免許取得支援対策

労働力確保の一環として、全国の公安委員会指定自動車教習所において、会員事業者のドライバーが取得した大型・中型・けん引運転免許に対し取得費用の一部を助成をする。

⑨ 各種技能講習の促進

プロドライバーとして必要なフォークリフトの資格取得を促進するため、会員事業者所属のドライバーが資格取得した際、受講費用の一部を会員事業者に助成する。

⑩ 信用保証料に対する助成

中小企業の安定的な資金確保に資することを目的に、信用保証協会の信用保証制度を利用した会員事業者に対し、保証料の一部を助成する。

⑪ 「運転者職場環境良好度認証制度」認証取得に対する助成

事業者の人材確保を支援する「運転者職場環境良好度認証制度」の認証を取得した会員事業者に対し、取得費用の一部を助成する。

⑫弁護士・社労士等による相談業務

多岐に渡る会員事業者からの相談に対応するため、弁護士・社労士等と顧問契約を締結し、事業経営に係る法律問題や労働問題、働き方改革関連法等の相談業務を行う。

⑬各種要望活動

「税制改正」並びに「各年度の予算」に関する要望や「高速道路料金の恒久的な割引」、「営業車の駐車規制緩和」等各種要望を関係行政機関及び国会議員等に対し行う。

(2) 財務・交付金・近代化基金運営事業

①交付金・近代化基金運営事業

運輸事業振興助成交付金を適正かつ円滑に運営し、会員事業者へのサービス向上に努め、業界の近代化・効率化を図るとともに、経営基盤を強化するため、地方近代化基金を活用した融資推薦と利子補給を行う。

(3) 緊急輸送体制整備事業

大規模災害発生時に千葉県トラック協会災害対策本部を設置し、国や千葉県をはじめとする関係機関からの要請に迅速に対応する。

また、大型台風や首都圏直下型地震に対応するため、発電機の助成制度を拡充するとともに緊急時のブルーシート等を備蓄する。

さらに「新型インフルエンザ対策」や「急性悪性家畜伝染病対策」についても、千葉県をはじめとする各関係機関からの要請に対応する。

(4) 輸送サービス事業

引越事業者の格付け基準である「引越事業者優良認定制度（引越Gマーク）」は、1,732事業所（全国）で認定を受けている。今後も良質な引越サービスの提供を行う引越運送事業者の育成のため、引越管理者講習会を実施する。

また、協会本部及び16支部に輸送相談所を設置し、引越や宅配便等、消費者サービスに直結する各種輸送相談に対応する。

(5) 未加入事業者の加入促進活動の継続

入会促進活動を継続し会員数を増加させることにより、業界の地位向上と協会の基盤強化並びに会員サービスの更なる充実を図る。

2. 事故防止・環境対策委員会所管事業

(1) 交通安全対策事業

① 新たな「事業用自動車総合安全プラン 2025」への対応

国土交通省では、令和7年（2025年）までに、事業用トラックが第1当事者の交通事故における死者数を190人以下、重傷者数を1,280人以下、人身事故件数を9,100件以下、追突事故件数を3,350件以下、飲酒運転ゼロを目標とした「事業用自動車総合安全プラン」を策定した。このため、千葉県内における事業用トラックが第一当事者となる交通事故死者数を8人以下、重傷者数を58人以下、人身事故件数を414件以下、追突事故件数を152件以下、飲酒運転ゼロを目標とし、具体的な諸施策の策定・実施・検

証を行う。

② 協会本部主催の事故防止研修等のリモート開催

会員サービス向上のため、運転者教育をはじめとする事故防止研修をソーシャルディスタンスに配慮して開催するとともに、研修会場に向かなくても自社で聴講できるよう Web を活用する。

③ 千葉県トラック協会の行う適性診断事業の充実

国の認定機関として、新規雇用者に対する初任診断、65歳以上の適齢診断および一般適性診断を行う。また、一般適性診断については、「可搬型適性診断機（アクセスチェッカー）」の貸し出しを行い、会員事業者の一般適性診断受診の利便向上を図る。

④ 追突・交差点事故防止セミナーの開催

事業用トラックの事故形態の大半を占める追突・交差点事故を防止するため、「追突・交差点事故防止セミナー」を開催する。

⑤ 健康起因による重大事故の防止

トラック運送事業における健康起因事故を未然に防止するため、定期健康診断の受診促進を図るとともに、受診費用の一部を助成する。さらに、睡眠時無呼吸症候群や心臓病・高血圧等に起因する疾病を早期発見するための、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査や脳MRI 検診・脳ドックの検査費用の一部を助成する。

⑥ 「トラックドライバーズ千葉セーフティチャレンジ」の実施

参加チームごとに6か月間の無事故・無違反を競い合う「トラックドライバーズ千葉セーフティチャレンジ」を開催し、参加会員事業者・ドライバーの交通事故防止の意識高揚を図るため、令和3年度は、2,000チーム・10,000人の参加を目標に取り組む。

⑦ 「運転技能自動評価システム（オブジェ）」受講の促進

「運転技能自動車評価システム（オブジェ）」は、実際の運転を行い、ドライバーの癖や運転行動を客観的に判断できる検査機器であり、ドライバー自らがデータを見ることにより安全に対する意識や運転行動に対する苦手を振り返り、自分自身で気づき、考え直すことができるシステムである。特に事故惹起運転者・初任運転者に対し効果があることから受診促進と費用の一部助成を行う。

⑧ 会員サービスの充実

a. 運行管理者指導講習・整備管理者選任後研修受講の支援及び助成

会員事業者の運行管理・整備管理体制を維持するため外部機関の主催する講習会等の受講を促進するとともに受講費用を助成する。

b. 初任運転者教育等のサポート

運転者教育に関する国交省告示に基づき、初任運転者教育をソーシャルディスタンスに配慮して実施する。

c. 各種啓発物の配布・視聴覚教材（DVD）等の貸出

協会ホームページから教育用 DVD 等の在庫や貸出状況が確認できる、ホームページ上からの申し込みができるよう対応するとともに、各種啓発物等の配布を行う。

d. SNS を活用した交通事故防止に係わる情報提供

協会ホームページだけではなく、SNS を活用した様々な情報発信を行う。

⑨ 全国交通安全運動、年末年始輸送安全総点検運動等への参加

春・秋の「全国交通安全運動」、「年末年始輸送安全総点検運動」をはじめとした各種安全キャンペーンに積極的に参加するほか、「輸送秩序確立運動」や「正しい運転・輸送運動」を展開し、会員事業者に向け事故防止への意識高揚と輸送の安全が確保できるよう周知活動を行う。

⑩ 事故防止対策

a. 「交通事故・労働災害防止大会」の開催

事業用トラックが原因となる交通事故・労働災害を一件でも減らすため、「交通事故・労働災害防止大会」を開催し、各種事故防止対策や事故事例等の発表を行い、経営者・管理者のみならず、ドライバーの積極的な参加を呼びかけ、職場ぐるみの交通事故防止・労働災害防止意識の高揚を図る。

b. 安全機器の積極的導入による安全管理と経費節減の促進

交通事故防止効果の高い「ドライブレコーダー」、「後方視野支援装置」や適正な運行管理を目指す「デジタルタコグラフ」の導入費用の一部を助成する。また、コロナ禍の中、点呼時の3密を避けるとともに人手不足に対応するため、ロボット点呼導入について費用の一部を助成する。

c. 飲酒運転等悪質違反の撲滅対策

飲酒運転に対する意識改革や点呼時におけるアルコール検知器使用、アルコールインターロック装置の活用等、飲酒運連撲滅対策を行うとともに、運転中のスマートフォン・携帯電話等の使用禁止の徹底を図る。

d. プロドライバー研修への実施

ドライバー及び管理者に対し、プロとしての技能・知識を習得させるため自動車安全運転センター中央研修所・東洋自動車教習所等関係機関の受講促進を図るとともに、受講費用の一部を助成する。

⑪ 運転記録証明書等を利用した安全管理の推進

安全管理のより効果的な取り組みを促すため、運転適性診断並びに運転記録証明書の活用を図るとともに、費用の一部を助成する。

⑫ 「千葉県トラックドライバー・コンテスト」の実施

プロドライバーとしての安全知識並びに運転技術向上を図るため、「千葉県トラックドライバーコンテスト」を実施する。

(2)環境対策事業

① 環境対応車の普及促進

圧縮天然ガス（CNG）自動車・ハイブリッド自動車等の普及促進を図るため、国土交通省及び全日本トラック協会と協調し、導入費用の一部を助成する。

② 最新規制適合車の普及促進

環境負荷の少ない最新規制適合車への導入費用の一部を助成するとともに、利子補給事業を全日本トラック協会と協調して行う。

③ PM低減装置不具合問題への対応

現在市場に出回っている最新規制適合車は、環境性能を上げるためのPM低減装置を搭載しているが、装置の不具合によるトラブルが多数発生している。このため、環境保全と会員事業者の負担軽減を目的に不具合による部品交換等にかかる費用の一部を助成する。

④ 「グリーン経営認証」の普及促進

環境に対する取り組みとして、また、荷主や一般消費者からの信頼を得るためにも環境負荷の少ない事業運営のための「グリーン経営認証」制度の普及促進を図り、新規取得及び更新費用の一部を助成する。

⑤ エコドライブの推進

a. 省燃費運転講習会の開催

ドライバー及び管理者に対し、エコドライブの知識・技能を修得させ、環境保全に積極的に取り組むとともに、燃料消費量を削減し経営改善を図る。

b. 環境保全のためのアイドリング・ストップ運動

アイドリングストップキーホルダーやステッカー等の配布など、アイドリング・ストップを励行し、CO₂排出量及び燃料消費量の削減の啓蒙を図る。

また、アイドリング・ストップに効果のある支援装置（エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置）の導入費用の一部を助成する。

3. 広報委員会所管事業

(1) 広報事業

① 働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の削減及び荷主企業に対する適正取引の広報の推進

取引環境改善のため、荷主企業等に対する要請文書を発出する。また、経営者協会の機関誌や新聞紙面での広報活動を行う。

② 働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の削減に向けた取り組み及び標準的な運賃の周知

会員事業者に対し長時間労働の削減及び「標準的な運賃」の重要性について機関紙等を通じて周知する。

③ 各種マスコミ媒体を利用した広報

各種メディアを活用し、荷主及び一般消費者等に向けた広報活動を行い業界の社会的地位の向上に努める。

④ 業界の労働力不足に対応するドライバー求人サイトの活用

労働力不足対応の広報対策として、当協会が作成したリクルートビデオを活用したドライバー求人サイト活用によるリクルート広報活動を継続する。

⑤ トラック情報千葉の発行

会員事業者に対し必要な情報を随時提供するため「トラック情報千葉」を月1回発行し、会員事業者の紹介や業界の動向、行政当局からの通達・関係法令等をわかりやすく抜粋した内容で掲載するとともに、荷主交渉に必要となる情報を掲載する。

⑥ 「トラックの日」行事の開催

トラックの日行事イベントについては、新型コロナの影響で開催が困難なことから、P

R用グッズを10月9日を中心に配布し、業界に対するイメージアップを図る。

また、トラックの日行事の一環として、トラック運送業界を身近に感じてもらうことを目的に、県内小学生を対象に交通安全標語・児童絵画コンクールを実施する。

⑦ ホームページ・SNS活用による広報の充実

ホームページの内容をさらに充実させるとともに情報誌の内容を掲載し、より有益な情報提供に努める。また、SNS（Twitter、Facebook等）を活用し、会員事業者のみならず、一般消費者向けの情報や協会のコマーシャル等を提供し、トラック運送業界のイメージアップに努める。

⑧ 「トラックの森づくり」植林事業の実施

トラック運送事業の環境改善への取り組みを広く一般県民にアピールし、業界のイメージアップを図るための植林事業を実施する。

⑨ 未加入事業者への入会促進

協会未加入事業者に入会案内を送付し、入会のするメリットを積極的にPRし、新規会員の入会促進を行う。

⑩ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の広報対策

関係機関と連携を図り、大会開催時の交通混雑の緩和並びに事業者に支障が無いよう、情報誌やホームページ・SNS等を利用した広報対策を行う。

4. 適正化事業運営委員会所管事業

(1)貨物自動車運送適正化事業

① 巡回指導計画

【巡回目標 1,200 事業所】

a. 通常巡回

【920 事業所】

ア A・B評価（3年以上経過）C評価（2年以上経過）

（570 事業所）

イ D・E評価（1年以上経過）

（50 事業所）

ウ Gマーク認定申請（新規100 更新200）

（300 事業所）

b. フォローアップ巡回（1年以内に実施）

【50 事業所】

c. 新規巡回（運輸開始後3か月以内実施）

【100 事業所】

d. 個別指導（霊柩事業者を対象）

【60 事業所】

e. 特別巡回（支局監査後の改善報告提出・告示違反事業所を対象）

【50 事業所】

f. 確認調査（所在不明及び支局からの要請による事業所）

【20 事業所】

② Gマーク（安全性評価事業）認定取得事業所の拡大及び広報の充実

千葉県の子会社事業者1,993社（会員事業者のうち車両数5両以上は、1,917社）のうち、718社がGマークを取得しており、37.5%となっている。（令和3年1月1日現在）。

千葉県内の事業所における取得については、全3,588事業所のうち、1,202事業所が取得しており、全体の33.5%に達している（令和2年12月14日現在）。

今後も取得事業所拡大に向け、巡回時にGマーク取得可能なAB評価事業所に対し、取得促進に向けた啓発を行い、さらなる取得拡大に努める。

また、新聞・ラジオ・テレビ等のマスメディアを活用し、Gマークの周知及び業界のイメージアップを図るとともに、Gマークラッピングトラックによる運行やリーフレット等により荷主企業や業界団体へ広報活動を継続する。

③ Gマーク表彰対象事業者の拡大

国土交通省によるGマーク永年（10年）表彰制度が平成26年から始まり、昨年までに延べ関東運輸局長表彰72事業所、千葉運輸支局長表彰130事業所が受賞した。今後も表彰対象事業所に対し、表彰制度の周知及び受賞促進に努める。

④ 運輸安全マネジメントの指導

事業者の安全意識の向上及び効果的な取組が推進されるよう、当協会で作成した「運輸安全マネジメント社内掲示用ボード」の積極的活用を促し適切な指導に努める。

⑤ 地方適正化事業実施機関評議委員会の開催

適正化実施機関の中立性・透明性を確保し、適正化事業の効果的な推進を図るため、評議・提言する機関として、学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、一般消費者、貨物運送事業者、労働組合関係者及び千葉運輸支局で組織する適正化事業評議委員会を開催する。

⑥ 適正・円滑な苦情処理

一般消費者・荷主企業・運送事業者等からの苦情や違反行為等の通報に対し、適正に処理するとともに、事案の内容により千葉運輸支局と連携し円滑な苦情処理に努める。

⑦ 行政機関との連携強化

千葉運輸支局との定期連絡会等において、巡回指導結果や改善状況等の報告・連絡を行い、的確な指導・助言を受け、連携を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図り、巡回指導の充実・向上を図る。

⑧ 総合評価D E事業者のランクアップ推進

巡回指導総合評価結果が悪い事業者（D E事業者）は順次減少傾向にあるものの全ての事業者の改善が図られている状況に至っていない。特に評価が悪く、改善が進まない事業者には、フォローアップ巡回による関係帳票類の整理等を中心とする個々の事業者の実情に見合った改善指導を図り、D E評価事業者のランクアップを推進する。

⑨ 協会未加入事業者の加入促進

協会未加入事業者に対し、法令遵守意識の向上や関係法令の情報提供等を行う必要があることから、巡回指導等を通じて協会加入促進に努める。

5. 施設建設検討特別委員会所管事業

会員サービスの充実を図るため、新しい「千葉県トラック総合会館」の建設に向けた検討を行う。

6. 各部会活動

(1) 青年部会

①物流環境の変化に対応した企業経営の近代化・合理化に関する研修会の開催及び参加

②部会員の研鑽に資するための諸施設の見学・視察会の開催、実施

③地域社会への貢献活動及びトラック運送事業の広報活動の実施

④部会活動の基盤確立のため新入会員の加入促進と組織の整備

⑤会員相互のネットワーク構築及び親睦を図る為の諸行事の実施

⑥各地域及び各県ト協青年部会との交流及び親睦を図るための研修会、交流会の開催・参加

⑦その他当部会の目的達成に必要な事業

(2) 重量鉄鋼部会

- ①重量品並びに鉄鋼品の輸送に関するコンプライアンスの徹底
- ②重量品並びに鉄鋼品の輸送に関する関係法令等の周知及び研修会の開催及び参加
- ③重量品並びに鉄鋼品の輸送に関し、関係機関との意見交換、連絡調整に関する会議及び見学会の開催及び参加
- ④各ト協重量部会が開催する会議及び研修会の参加
- ⑤交通事故防止・輸送効率化のための説明会、講習会の開催・参加
- ⑥特殊車両通行許可オンライン申請等に関するTV会議の開催・参加
- ⑦国道事務所及び県土整備部との定期的な意見交換会の開催
- ⑧その他企業経営発展等に関する研修会の開催・参加

(3) 海上コンテナ部会

- ①海上コンテナ輸送に関するコンプライアンスの徹底
- ②海上コンテナ輸送に関する関係法令等の周知及び研修会の開催及び参加
- ③海上コンテナ輸送に関し、関係機関との意見交換、連絡調整に関する会議及び見学会の開催及び参加
- ④各ト協海上コンテナ部会が開催する会議及び研修会の参加
- ⑤交通事故防止・輸送効率化のための説明会、講習会の開催・参加
- ⑥特殊車両通行許可オンライン申請等に関するTV会議の開催・参加
- ⑦国道事務所及び県土整備部との定期的な意見交換会の開催
- ⑧その他企業経営発展等に関する研修会の開催・参加

(4) 女子部会

- ①全ト協女性部会並びに関東各都県女子部会と連携した研修交流活動の展開
- ②部会員の研鑽に資するための研修会の開催
- ③女子部会の参加が少ない地域での全体会議の開催

(5) 特積部会

- ①特積輸送に関する輸送秩序の確立とコンプライアンスの徹底
- ②特積輸送に関する関係法令等の周知及び研修会の開催及び参加
- ③特積輸送に関し関係機関との意見交換、連絡調整に関する会議及び見学会の開催及び参加
- ④交通事故防止・輸送効率化のための意見交換会及び研修
- ⑤労働環境・労働条件の待遇改善について意見交換及び是正措置検討会の開催
- ⑥その他企業経営発展等に関する研修会の開催・参加

Ⅲ 庶務事項

1. 会議

- (1) 通常総会 令和3年6月17日(木)『オークラ千葉ホテル』
- (2) 理事会 通常理事会は年5回開催する。
臨時理事会は必要により開催する。
- (3) 正副会長会議 必要により開催する。
- (4) 千葉県トラック協会災害対策本部 大規模災害発生時、県災対本部と連動し設置
- (5) 委員会
 - ①総務企画委員会
 - ②事故防止・環境対策委員会
 - ③広報委員会
 - ④適正化事業運営委員会
- (6) 特別委員会 ①施設建設検討特別委員会
- (7) 部 会
 - ①青年部会
 - ②重量鉄鋼部会
 - ③海上コンテナ部会
 - ④女子部会
 - ⑤特積部会
- (8) 支部事務局長会議 必要により開催する。

- 2. 賀詞交歓会 令和4年1月に開催する。

3. 千葉県トラック協会会長表彰

会員及び会員事業者の従業員等の成績優秀な者を表彰する。